岩手県告示第819号

青少年のための環境浄化に関する条例(昭和54年岩手県条例第35号)第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成29年11月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定番号	種 類	名称等	発行所名	指定理由
29-21	雑誌	実話ナックルズ12月号	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴な行
29-22	"	ナックルズ極ベストvo1.20	ミリオン出版株式会社	為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助
29-23	"	昭和の謎99 幻の色街編	ミリオン出版株式会社	長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若し
29-24	"	レベル9 VOL27	ミリオン出版株式会社	くは助長し、その健全な成長を阻害するおそ
29-25	11	裏モノJAPAN12月号	株式会社鉄人社	れがある。